

緊急時よりそい支援事業のご案内

障害のある方の“SOS”にすばやく対応します

まずは、支援事業者として登録を！

こんなことはありませんか？ 家族が急用で帰宅が遅くなりしばらく通所先で見守りをする、心身の不調で家に来てほしいとの利用者からのSOS、予定していたヘルパーが急に来れなくなった…。こんな時、これまではそれぞれの事業所職員が、なんとか対応していたのではないのでしょうか。

東大和市では、「緊急時よりそい支援」という独自のしくみをつくりました。まずは、支援事業者としての登録をお願いします。

支援の対象者は？

学齢児以上の身体・知的・精神の障害のある方で一時的に支援が必要となった方（主に通常、当該事業所のサービスを利用している方）

支援を行う事業所は？

指定障害福祉サービス等事業所（通所系、放課後等デイサービス、短期入所、グループホーム、居宅介護等、相談支援）

どんな支援を行うの？ 2つの形があります。

- ◆施設活用型…障害福祉サービス等事業所内の休息が図れる場所で行う支援
- ◆支援者派遣型…事業所職員が対象者の居宅等を訪問して行う支援

どれくらいの時間の支援なのか？

1回あたり1時間以上8時間未満。ただし施設活用型は午前9時～午後5時（特に必要な場合は、午前6時～午後8時）

支援の流れは？

- ①支援を行う事業所は、あらかじめ市に登録を行います。（対象者の有無は問わず）
- ②支援が必要になった場合、市へ支援の申請をします。（緊急時等は事後申請も可）
- ③支援の承認 ④支援の実施 ⑤支援の報告

支援の実施費用（事業所に支払う報酬）は？ ※利用者の負担はありません。

- 1時間以上4時間未満 4,000円
- 4時間以上8時間未満 8,000円

その他

支援を行う事業所が介護給付費や訓練等給付費、相談支援給付費を算定できる業務以外の支援であることが要件となります。



★問合せ 東大和市障害者基幹相談支援センター

東大和市役所障害福祉課 042-563-2111 内線 1129

この事業は、東大和市の地域生活支援拠点事業（ういずねっとi）の一環としておこなうものです